



神医 FAXニュース

第515号

編集・発行 神奈川県医師会

毎月第1・第3水曜日発行

TEL.045-241-7000

FAX.045-241-1464

インターネットホームページ
http://www.kanagawa.med.or.jp

新型コロナウイルス感染症の 現況について

—中川俊男会長—

中川俊男会長は7月21日の定例記者会見で、東京を始めとして全国的に感染拡大の傾向にある中で、既に第5波が進行しているとの見方を示し、基本的な感染対策を徹底しつつ、オリンピック・パラリンピックは自宅でテレビ観戦するよう呼び掛けた。

中川会長はまず、直近の感染状況として、7月16日に公表された医療提供体制等の指標から、(1)東京都の7月20日の新規陽性者は1,387人、直近7日間の1日当たりの平均は1,180人で、前週の150%となっている、(2)重症病床使用率の指標は44.6%で、ステージ4レベルの50%に近付きつつある、(3)全国的にも、直近1週間とその前の週との新規感染者の比が1.16から1.41になり、感染の拡大傾向が強まっている一ことを挙げ、「既に第5波が進行していると考え。しかも、感染者数が最も多かった第3波を超える懸念がある」と強調。新規感染者の中心が高齢者から20代、30代を中心とした若年層へと移行しており、若年層の入院や、重症化するケースが増加していることにも危機感を示した。

また、新規感染数の増加に加えて、デルタ株への置き換わりが急速に進んでいることに触れ、「ワクチン接種が進んでいる国では行動規制を緩めたりしているが、このような国でも、若年層を中心にデルタ株による感染拡大が起こっている」と危惧。感染力が強い変異株による感染急拡大の危険性がある今、改めて基本的な感染対策を徹底するよう呼び掛けた。

ワクチン接種に関しては、全国の医療現場から、ワクチンが入手できないとの多くの声が日本医師会に寄せられていることを報告し、「全国のワクチン接種能力が国のワクチン提供量を上回ったためだが、国の要請に全国の自治体、医師会、医療機関、職域が応えたのに、急にブレーキが掛かることになって非常に戸惑っている」と述べた。

一方、厚生労働省が「全国の医療機関にワクチンの在庫がある」との見解を示していることに対しては、各自治体への累計供給数からワクチン接種記録システム(VRS)で報告された接種数を差し引く在庫数のカウントの在り方が機械的過ぎることを指摘。VRSへの入力が進んでいない自治体がある上、予約分や2回目分を確保しておくことは当然であり、当該自治体以外から接種に来る方が多ければ、住民人口に比べて供給量が多いため余っているように見えるとし、「予約分や2回目分の確保は適正な準備量であって、『在庫』という表現は当たらない。政府には、実情を正確に把握して、丁寧な対応をして頂きたい」と要請した。

この他、オリンピック・パラリンピックの開幕を控え、7月19日に大会組織委員会の橋本聖子会長に、尾崎治夫東京都医師会会長との連名による文書「東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全・安心な開催に向けて」を提出するとともに、医療者として、安全・安心な大会の成功に向けて全力で支援していく旨を伝えたことを報告。観戦については、家族やいつも一緒にいる人と自宅のテレビで応援することを求めた。

「日医君」だよりNO.649

「医業承継・第2回税制セミナー [Zoom]」開催のご案内

本年9月25日(土)15:00より、「医業承継・第2回税制セミナー」をWeb[Zoom]開催いたします。

前回5/22(土)に実施した本会主催「第1回税制セミナー」に引き続きの開催となります。今回は、日本医師会とTKC全国会と共催し、講演テーマは、前回セミナー後のアンケートによりご要望が多かった、節税対策についてなど3部構成としております。

また、後継者問題が昨今深刻化し、その地域の患者への診療・従業員の雇用を守り、地域医療提供体制を維持することも課題となっていることから、「医業承継について」もテーマとして講演を予定しております。

本セミナーは、会員の先生方からのご要望・ご意見等を収集する機会ともとらえておりますので、ぜひ奮ってご参加の程宜しくお願いいたします。

本セミナーへの参加申込は、本会ホームページ内バナー、または下記のQRコードより申込フォームへアクセスし、お申し込みください。

医業承継・第2回税制セミナー 申込サイト

※申込フォームへのアクセスには、
本会会員ID・パスワードが必要となります。



締切：令和3年9月10日(金)まで

〈セミナー概要〉

日時 令和3年9月25日(土) 15:00~17:30

方法 Web[Zoom]開催※

講演

(第1部)「日本医師会の医政活動状況(仮)」[30分程度]

講師 日本医師会常任理事宮川政昭

(第2部)「診療所の税務対策について(仮)」[50分程度]

講師 TKC全国会税理士

(第3部)「医業承継について(仮)」 [50分程度]

講師 TKC全国会税理士

※本セミナーは、完全Web[Zoom]開催となりますので、神奈川県医師会に来所しての参加はできません。

最	旬	医	界	
		情		報

5月審査分、請求件数は対前年 同月比27.9%増

— 支払基金 —

社会保険診療報酬支払基金は27日、2021年5月分の原審査状況を公表した。全体の請求件数は対前年同月伸び率が27.9%増の6196万件で、査定件数は同38.6%増の69万2000件だった。請求点数も同22.2%増の1245億7774万点となり、査定点数も同64.7%増の2億8235万点となった。一方、対前々年比で見ると請求点数は6.1%増だったものの、請求件数、査定件数、査定点数はそれぞれ数パーセント減となっていた。

審査状況を医科に限って見ると、請求件数の対前年同月伸び率は26.6%増の4910万件、査定件数は同41.7%増の65万2000件。請求点数は同21.5%増の1085億7511万点、査定点数は同65.4%増の2億7724万点だった。

歯科の請求件数は同33.4%増の1287万件、査定件数は同2.5%増の4万件。請求点数は同27.2%増の160億263万点、査定点数は同35.5%増の511万点。 メディファクス7/28

救急搬送困難、大幅増

— コロナ疑い1.6倍 —

総務省消防庁は27日、患者の搬送先がすぐに決まらない「救急搬送困難事案」が、19～25日の1週間に全国52の消防で2202件あったと発表した。前週より43%多く、3週連続の増加。このうち37度以上の発熱や呼吸困難などの症状があり、新型コロナウイルス感染が疑われる事案は698件で、前週の1.6倍と大幅に増えた。

東京、大阪、横浜、札幌などの地域が目立って増加しており、新型コロナウイルスの感染再拡大による病床逼迫などの影響とみられる。1週間の件数が2000件を超えるのは今年5月3～9日以来。

地域別では、東京消防庁が1121件と最多で、前週から34%増。大阪市消防局が83%増の255件、札幌市消防局が65%増の137件、横浜市消防局が65%増の135件で続いた。

コロナ疑いの事案を見ると、最も多いのは東京消防庁の333件で、前週から71%の増加。横浜市消防局(93件)や札幌市消防局(53件)も2倍以上に増えたほか、大阪市消防局(55件)も72%増だった。

集計は、医療機関に受け入れ可能かどうか4回以上照会し、救急隊の現場到着から搬送開始まで30分以上かかったケースを対象としている。【共同】 メディファクス7/29

病院の耐震化率77.3%、政府目 標達成は困難に

— 厚労省・20年調査 —

厚生労働省は20日、2020年9月の病院の耐震改修状況を調べた結果を公表した。病院全体の耐震化率は77.3%で前年の

76.0%からは微増したが、20年度末までに80%としていた政府目標の達成は難しい見込みとなった。厚労省は、22年度末ごろには80%に到達するのではないかとみている。

政府が18年12月に閣議決定した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」では、20年度末までに病院全体の耐震化率を80%とする目標を設定。しかし20年9月の調査時点で、20年度末の耐震化率見込みは77.5%となっている。

●災害拠点病院等は93.6%

地震発生時の医療拠点となる災害拠点病院と救急救命センターに限ると、耐震化率は93.6%で、これも前年の92.4%から微増した。

耐震改修状況の調査は都道府県を通じて実施。病院は8255施設のうち8254施設が回答した。災害拠点病院と救急救命センターは、調査対象の763施設全てが回答した。

メディファクス7/21

医療のウェブ広告、禁止・不適 切事例を紹介

— 厚労省が通知 —

厚生労働省医政局は医療機関のウェブサイトについて、広告が禁止される事例や、記載が不適切な事例などを記した「事例解説書」を正式にまとめ、26日付の事務連絡で都道府県などに周知した。6月の検討会の議論も踏まえ、医療広告違反の疑いがあるウェブサイトを見つけた場合は、厚労省の「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」(医療機関ネットパトロール)に情報提供するよう要請。医療広告に関する相談は、医療機関を所管する自治体に連絡するよう促している。

近年、美容医療機関のウェブに起因する消費者トラブルが相次いでいることも踏まえ、厚労省は2018年6月施行の改正医療法で、広告規制の対象範囲を広げてウェブも規制対象とした。厚労省は17年度からネットパトロールを実施し、医療機関のウェブ広告に対する監視を強化している。

有識者らによる「医療広告協議会」(非公開)は19年10月、事例解説書について検討を開始。協議会での4回の検討を経て、5月に事例解説書案を作成した。

6月24日の「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」で、厚労省は事例解説書案を提示。構成員からは、問題があるウェブサイトを見つけた場合の「通報先」も事例解説書に盛り込むべきだとの声が上がった。こうした声も踏まえて、厚労省が正式な取りまとめに向けて作業を進めていた。

●ネットパトロールでの問題事例も

正式にまとめた事例解説書では、ネットパトロールで実際に医療広告規制への抵触が認められた事例や、規制内容の周知が必要と考えられた事例を盛り込んだ。内容は大きく、▽広告が禁止される事例▽広告可能事項の記載が不適切な事例▽広告可能事項の限定解除要件の記載が不適切な事例▽広告するに当たって注意が必要な事例—の4つに分かれている。

例えば「広告が禁止される事例」では、データの根拠を明確にしないまま治療効果を示している例として、「当院におけるHARG療法の発毛率は99%」「当院のインプラント手術の成功率は97.5%」との文言を提示。医療広告ガイドラインでは、具体的な調査方法などを明確にせず、データの結果と考えられるものだけを示す場合、「虚偽広告として扱うこと、とされている」と説明を付けている。

厚労省の26日付事務連絡の題名は「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書について」。事例解説書は厚労省のホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/content/000808457.pdf>)からも入手できる。 メディファクス7/27